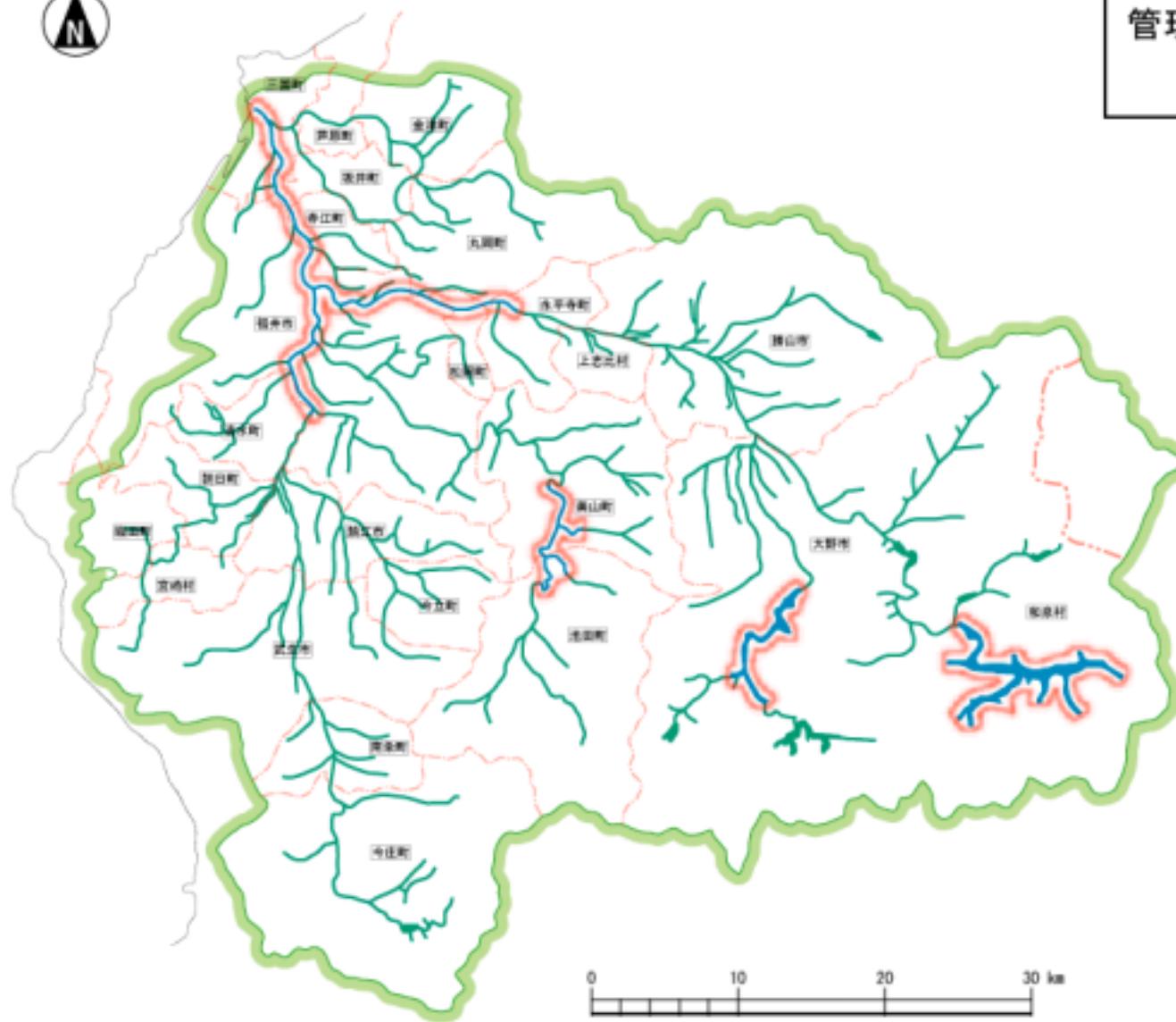




## 案1 - ① 管理主体（国・県）別の部会 (部会数2)



メリツト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理の主体別に分けた部会構成であり、管理主体別においては一貫性、整合性のある河川整備計画(案)の審議が可能である。</li> </ul>
デメリツト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川数が147河川にのぼる指定区間について、地域特性や河川特性の異なる河川を一つの部会で審議することになる。河川の特性を踏まえて河川整備計画(案)を審議するには、一部会あたりの審議対象河川が多く効率的でない。</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直轄ダムの上下流で、整合性、一貫性のとれた審議をいかに行うかが課題である。</li> </ul>

## 凡 例

 国土交通省直轄管理区間  
 県管理区間